

千葉学芸高等学校弓道部OB会規約

第1条（名 称） 本会は、千葉学芸高等学校弓道部 OB 会と称する。

第2条（設 立 日） 本会の設立日を以下の通りとする。

2017年10月1日

第3条（事務局所在地） 本会の事務局を以下に置く。なお、事務局を本会の住所地とする。

〒283-0005 千葉県東金市田間 1999 千葉学芸高等学校内

TEL0475(52)1161 Fax0475(52)1163

第4条（目 的） 本会は、千葉学芸高校弓道部の向上発展を後援すると共に、会員相互の協力並びに親睦を図ることを目的とする。

第5条（事 業） 本会は、前条の目的を達成するために下記の事業を行う。

- 1 千葉学芸高校弓道部の活動に対する援助。
- 2 毎年夏期中に適当な場所において「総会（OB会）」を開催する。
- 3 事務局（千葉学芸高校弓道部）を開設し、事務局は、会員相互の協力・親睦、並びに会費等の徴収にあたる。なお、事務局長は原則として弓道部顧問があたり、補佐に若干名置く。

第6条（会 員） 本会は、千葉学芸高校弓道部の卒業生、又は有志によって組織する。

第7条（役 員） 本会は、次の役員を置き、その任期を3年とし留年を妨げない。

- 1 顧 問（若干名）
- 2 会 長（1 名）
- 3 副 会 長（2 名）
- 4 幹 事（若干名）
- 5 事 務 局（若干名）
- 6 会 計 監 査（若干名）

第8条（総 会） 総会は、会員を以って構成し、会長は必要に応じてこれを召集する。

第9条（議 事） 総会の討議事項は次の通りである。

- 1 前年度の活動報告（会計報告も含む）及び承認
- 2 新年度の事業計画及び予算の決定
- 3 役員を選出
- 4 その他必要と認める事項

第10条（決 済） 総会の決議は、出席者の過半数により決定し、可・否同数の場合は議長が決定する。

第11条（経 費） 本会の経費は、次の通りとする。

年額 2,000円 ただし、学生の場合は会費の納入を必要としない。
会費の納入方法は、原則として事務局に送金することとする。

第12条（会計年度） 4月1日より3月31日までとする。

第13条（規約改廃） この規約の改廃は総会の出席者の2/3以上の賛成で決議する。